

可決 東海岸地域活性化のための 大型MICE施設誘致の要請決議

沖縄県は、2020年の運用開始を目指す大型MICE施設の建設地選定は、次期知事に委ねることを、11月19日付沖縄タイムスが報じた。翁長新県知事には「西高東低」の著しい経済格差を解消し県土の均衡ある発展を実現することが、強く求められている。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、東海岸地域の与那原町から沖縄市の地域で、海洋性レクリエーション施設等を活用した新たな観光リゾート空間・スポーツコンベンション拠点の形成を図り、人的・物的交流拠点の機能強化として、「西原・与那原地区のマリントウンプロジェクト」も整備の推進が位置づけられている。

よって、本町議会は東海岸地域の活性化及び県土の均衡ある発展並びに沖縄21世紀ビジョンを実現するためにも、改めて下記事項の実現を強く要請する。

記

- 1 中城湾港マリントウン地区へ、大型MICE施設を誘致すること。

2014年12月12日
沖縄県西原町議会

あて先 沖縄県知事、沖縄県議会議員



西原与那原マリントウン地区へのMICE施設誘致住民大会(2013年11月17日)

*決議・陳情・意見書等の文面は要約しています。詳細は会議録またはホームページをご覧ください。

“にしばる”ぬきまり!<とっ

= 条例の制定と改正 =

新しい“きまり”

☆西原町職員の自己啓発等休業に関する条例

内容: 大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤の職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める制度。*期間は、3年とする。

☆西原町職員の配偶者同行休業に関する条例

内容: 地方公務員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする制度。*期間は、3年を超えない範囲とする。

☆西原共同福祉施設の設置及び管理に関する条例

内容: 当該施設に指定管理者制度を導入することにより、勤労者の福祉向上を図り、住民の雇用の促進と職業の安定に資する。また、町内商工業者の活動として、さらに地域住民の文化活動や憩いの場の提供等、住民福祉に寄与する制度。

☆西原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例

内容: 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う、放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する制度。

一部“見直したきまり”

☆西原町職員定数条例の一部改正

内容: 選挙管理委員会の職員、農業委員会事務局の職員における併任数を増やし、多くの職員が携わることで各委員会の充実を図る目的。

☆西原町国民健康保険条例の一部改正

内容: 健康保険法施行例の一部改正に伴う、西原町国民健康保険条例の一部改正。

☆西原町職部設置条例の一部改正

内容: 平成27年度より組織機構改編に伴い、町民サービス向上及び効率的な執行体制の確立を図る目的。

*詳細につきましては、ホームページ等をご覧ください。